

議案第122号

令和4年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第3号）

令和4年度幕別町の公共下水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,128千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,157,296千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		455,703	3,480	459,183
	1 他会計繰入金	455,703	3,480	459,183
5 繰越金		890	9,248	10,138
	1 繰越金	890	9,248	10,138
7 町債		250,300	1,400	251,700
	1 町債	250,300	1,400	251,700
歳入	合計	1,143,168	14,128	1,157,296

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		113,579	5,988	119,567
	1 総務管理費	113,579	5,988	119,567
2 事業費		395,223	8,140	403,363
	1 下水道施設費	263,465	628	264,093
	2 下水道管理費	131,758	7,512	139,270
歳 出	合 計	1,143,168	14,128	1,157,296

第2表 地方債補正

1 変更

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道建設事業	121,300	普通貸借又は証券発行	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えすることができる。	122,700	同左	同左	同左
合計	121,300							

歳入

(款) 4 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1一般会計繰入金	455,703	3,480	459,183	1一般会計繰入金	3,480	1一般会計繰入金 3,480
計	455,703	3,480	459,183			

(款) 5 繰越金

(項) 1 繰越金

1繰越金	890	9,248	10,138	1繰越金	9,248	1繰越金 9,248
計	890	9,248	10,138			

(款) 7 町債

(項) 1 町債

1都市計画事業債	137,800	1,400	139,200	1公共下水道事業債	1,400	1公共下水道建設事業債 1,400
計	250,300	1,400	251,700			

歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国 支 出	道 金	地方債				
1一般管理費	113,579	5,988	119,567			3,480	2,508	2 給料	38	公共下水道一般管理事務事業 5,988
						(入)一般会計繰入金 3,480		3 職員手当等	520	2 給料 38 3 一般職給料(1人) 38
								4 共済費	2	3 職員手当等 520 11 時間外勤務手当 488
								18 負担金補助及び交付金	5,432	14 期末勤勉手当 32 4 共済費 2 5 市町村共済組合負担金 6 14 退職手当組合負担金 6 16 公務災害補償基金負担金 2 18 負担金補助及び交付金 5,432 5 十勝圏複合事務組合負担金 5,432
計	113,579	5,988	119,567			3,480	2,508			

(款) 2 事業費

(項) 1 下水道施設費

1下水道建設費	263,465	628	264,093		1,400		772	2 給料	2	下水道施設建設事業 628 2 給料 2
						(地)公共下水道建設事業債 1,400		3 職員手当等	657	3 一般職給料(4人) 2 3 職員手当等 657
								4 共済費	162	6 扶養手当 78 8 通勤手当 35

(款) 2 事業費

(項) 1 下水道施設費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国 支 出	道 金	地方債				
							14 工事請負費	1,445	14 期末勤勉手当 628 15 寒冷地手当 14 4 共済費 162 4 市町村共済組合事務費 6 5 市町村共済組合負担金 129 8 市町村共済組合追加費用負担金 32 16 公務災害補償基金負担金 7 14 工事請負費 1,445 1 汚水管新設工事	
計	263,465	628	264,093			1,400	772			

(款) 2 事業費

(項) 2 下水道管理費

1浄化センター - 管理費	102,777	3,146	105,923				3,146	10 需用費	3,146	浄化センター維持管理事業 3,146 10 需用費 3,146 21 電気料 3,146
2札内中継ポンプ場管理費	18,350	4,366	22,716				4,366	10 需用費	4,366	札内中継ポンプ場維持管理事業 4,366 10 需用費 4,366 21 電気料 4,366
計	131,758	7,512	139,270				7,512			

給 与 費 明 細 書

公共下水道特別会計

1 一般職
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	5		12,996	7,301	20,297	6,372	26,669	
補正前	4		12,956	7,438	20,394	6,536	26,930	
比較	1		40	△137	△97	△164	△261	

	区分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)
職員手当 の内訳	補正後	120	600	221	1,395		4,421
	補正前	198	600	186	907		5,017
	比較	△78		35	488		△596

	区分	寒冷地手当 (千円)	児童手当 (千円)	合計 (千円)
職員手当 の内訳	補正後	424	120	7,301
	補正前	410	120	7,438
	比較	14		△137

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考	
給料	40	(1) 給与改定に伴う増減分	128	給与制度改正による給料切替に伴う増	128 千円	給与改定の状況 給与改定率 0.30 % 改定実施時期 4.4.1
				A 給与改定前	12,866,900 円	
				B 給与改定後	12,995,000 円	
				B - A = 増減分	128,100 円	
(2) その他の増減分	△88		会計間異動による増	1 人 3,061 千円		
			会計間異動による減	1 人 △4,572 千円		
			採用による増	1 人 1,423 千円		
職員手当	△137	(1) 制度改正に伴う増減分	153	勤勉手当の増	153 千円	支給率の増 支給対象職員の異動分等 (手当ごとの増減については、(1)総括を参照)
				(2) その他の増減分	△290	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		一般行政職	技能労務職
令和 4 年 4 月 1 日 現在	平均給料月額 (円)	237,050	
	平均給与月額 (円)	296,383	
	平均年齢 (歳)	29.8	
令和 3 年 4 月 1 日 現在	平均給料月額 (円)	264,800	
	平均給与月額 (円)	291,892	
	平均年齢 (歳)	34.4	

イ 初任給

区分	一般行政職 (円)	技能労務職 (円)	国の制度	
			一般行政職 (円)	技能労務職 (円)
高校卒	154,600	154,600	154,600	154,600
大学卒	185,200	185,200	185,200	185,200

ウ 級別職員数

区分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和 4 年 4 月 1 日 現在	6 級			6 級		
	5 級			5 級		
	4 級	1	25.0	4 級		
	3 級	1	25.0	3 級		
	2 級			2 級		
	1 級	2	50.0	1 級		
	計	4	100.0	計		
令和 3 年 4 月 1 日 現在	6 級			6 級		
	5 級			5 級		
	4 級	2	50.0	4 級		
	3 級			3 級		
	2 級			2 級		
	1 級	2	50.0	1 級		
	計	4	100.0	計		

(級別の職務内容)

区分	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
一般行政職	部 長	課 長 (重) 課長補佐	課長補佐 係 長	主 査	主 任	主 事

エ 昇給

区分		合計	代表的な職種		
			一般行政職	技能労務職	
補正後	職員数 (A)	(人)	5	5	
	昇給に係る職員数 (B)	(人)	5	5	
	号給数別内訳	1号給	(人)	1	1
		2号給	(人)		
		3号給	(人)		
		4号給	(人)	4	4
比率 (B) / (A)	(%)	100.0	100.0		
補正前	職員数 (A)	(人)	4	4	
	昇給に係る職員数 (B)	(人)	3	3	
	号給数別内訳	1号給	(人)		
		2号給	(人)		
		3号給	(人)		
		4号給	(人)	3	3
比率 (B) / (A)	(%)	75.0	75.0		

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計	職務上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	2.15	2.25	4.40	有	
補正前	2.15	2.15	4.30	有	
国の制度	2.15	2.25	4.40	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	退職時特別昇給	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~20% 加算)	特別の勸奨退職者12号 給	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~20% 加算)		

キ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・持家に係る支給額 14,000円 ・賃貸住宅に係る支給額上限 27,000円、下限 12,000円
通勤手当	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤距離片道40km以上の場合の支給額 20%加算